

2026 年 9 月 29 日

横浜ゴム、求職者等に対するセクシュアルハラスメント (就活セクハラ) 防止方針を策定

横浜ゴム（株）は 2026 年 9 月、「横浜ゴムグループ 求職者等に対するセクシュアルハラスメント（就活セクハラ）防止方針」を策定しました。本方針では就職活動中の学生や求職者に対するセクシュアルハラスメント（就活セクハラ）に関する当社グループの基本的な考え方や具体的な防止対応策などを定めています。

【横浜ゴムグループ 求職者等に対するセクシュアルハラスメント（就活セクハラ）防止方針】

https://www.y-yokohama.com/recruit/pdf/recruit_harassment1.pdf

【就活ハラスメント 相談窓口について】

https://www.y-yokohama.com/recruit/pdf/recruit_harassment2.pdf

近年社会問題化している就活セクハラについては、2026 年 10 月より施行される改正「男女雇用機会均等法」により、すべての事業主に防止措置が義務付けられるなど、日本社会全体で根絶に向けた機運が高まっています。

こうした状況の中、横浜ゴムはあらゆるハラスメントを許容しないことを明確に定めた「横浜ゴムグループ人権方針」に基づき、これから社会に羽ばたく学生や求職者の皆様の人権を尊重し、安心して就職活動に取り組める環境を担保することが企業の重大な責務であるという考えの下、本方針を策定しました。採用活動に関わるすべての従業員に本方針の周知・徹底を図り、応募者の皆様の適性や能力を公正に評価するとともに、万が一不適切な言動があった場合には新たに設置した専用窓口などを通じて適切に対処します。

横浜ゴムはサステナビリティ・スローガンとして「未来への思いやり」を掲げ、事業活動を通じた社会課題への取り組みにより、共有価値の創造を図っています。また、激しい環境変化の中で持続的な成長を果たしていくためには人的資本の価値向上が不可欠と考え、多様な人材が明るく生き生きと仕事ができる職場環境を整備するとともに、未来の仲間となり得る求職者の皆様に対しても誠実に向き合っておりま。

このリリースに関するお問い合わせ先
横浜ゴム（株）経営企画部 広報室 担当：鎌田
TEL：0463-63-0414 FAX：0463-63-0552

＜横浜ゴムグループ 求職者等に対するセクシュアルハラスメント（就活セクハラ）防止方針＞

横浜ゴムグループは、学生を含むあらゆる求職者の皆様の人格と人権を尊重し、安心して就職活動に臨めるよう、公正で誠実な採用活動の実施に努めます。

また、採用活動に関わる社員に対して、就職活動におけるセクシュアルハラスメント防止に関する教育・啓発を継続的に実施し、安心して選考にご参加いただける環境づくりに取り組んでいます。

■ 当社の取り組み

- ・ 採用活動に関わる社員に対し、就職活動におけるハラスメント防止に関する教育を継続的に実施しています。
- ・ 面接・面談は会社が定めるルール（安全性、適切性を確保したもの）に基づき、会社施設、学生の所属学校施設、オンラインで実施します。
- ・ 求職者、就活生とのメール連絡は、会社のメールアドレスを使用し、かつ、CC に他の採用担当者を含めた複数名で対応します。個人のメールアドレス、SNS を用いた連絡は禁止します。また、電話連絡の場合は業務用携帯電話を使用することとし、個人の携帯電話の利用は禁止します。
- ・ 採用活動に関するハラスメント等の発生を防止するため、専用の相談窓口を設置します。

＜就活ハラスメント相談窓口について＞

横浜ゴムグループは「横浜ゴムグループ人権方針」のもと、すべての人権を尊重することをすべての事業の基本姿勢としています。同方針で掲げる差別・ハラスメントについての考え方は以下の通りです。

「横浜ゴムグループは、いかなる場合においても、国籍、人種、民族、性別、年齢、障がいの有無、社会的出身、性自認、性的指向、政治的見解などの事由による一切の差別を行いません。横浜ゴムグループは、精神的、肉体的であるかを問わず、働く人の尊厳を不当に傷つける行為やあらゆるハラスメントを許容しません。」

就職活動における相談・通報

就職活動に際して、当社社員によるハラスメント行為を受けた、または見聞きした場合は、現実にはハラスメント行為が生じている場合に限らず、その発生のおそれがある場合も含め、下記の相談窓口までご相談ください。

ご相談内容および個人情報については、厳重に管理し、プライバシーの保護に最大限配慮いたします。ご相談を受けた場合は、必要に応じて事実関係を確認し、事実が確認された場合には、被害を受けた方への適切な配慮と行為者への厳正な対応を行うとともに、再発防止に取り組めます。

なお、相談したことを理由として、選考その他の採用活動において不利益な扱いを受けることは一切ありません。

■ 就活ハラスメント担当窓口

横浜ゴム株式会社 就活ハラスメント担当

E-mail : yrcharassment●y-yokohama.com（●を@へ変更し送信ください）

■ 外部人権通報窓口

横浜ゴムが加入している「一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構(JaCER)」

URL : <https://jacer-bhr.org/application/form.html>